

●金沢市内川第1建設発生土処理施設への搬入フロー

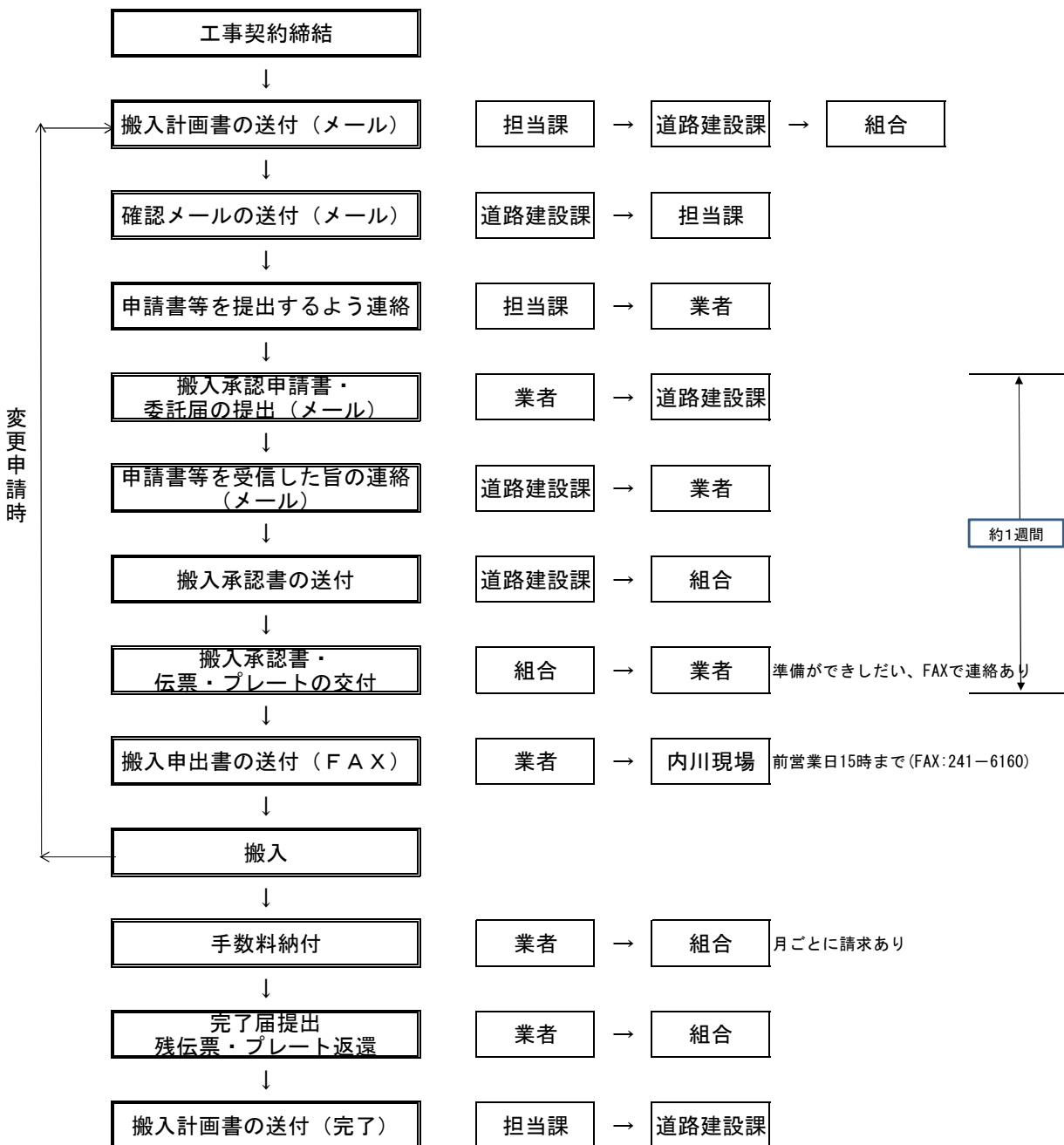
平成31. 4月より手続きを変更します。

- ①搬入申請書等の様式が変更（押印不要など）
- ②搬入申請書・委託届・変更申請書を金沢市道路建設課へメール提出
（金沢建設業協同組合へ提出しないでください。）
- ③変更申請時も当初申請時と同様の手続き
（伝票の即日発行はできません。約1週間の余裕を持って申請してください。）

※平成31年3月末までに一部手続済みの場合でも、

未手続分については、変更後の手続きで進めてください。

（例. 3月に当初申請→組合へ提出、4月に変更申請→道建へ提出）



- | | |
|---------|----------------------------|
| ○搬入可能日 | 日曜日及び第2・第4土曜日を除く日 |
| ○搬入可能期間 | 午前9時00分から午後5時00分まで |
| ○搬入手数料 | 1,100円/m ³ （内税） |